

# 地域医療介護総合確保基金 (医療分)について

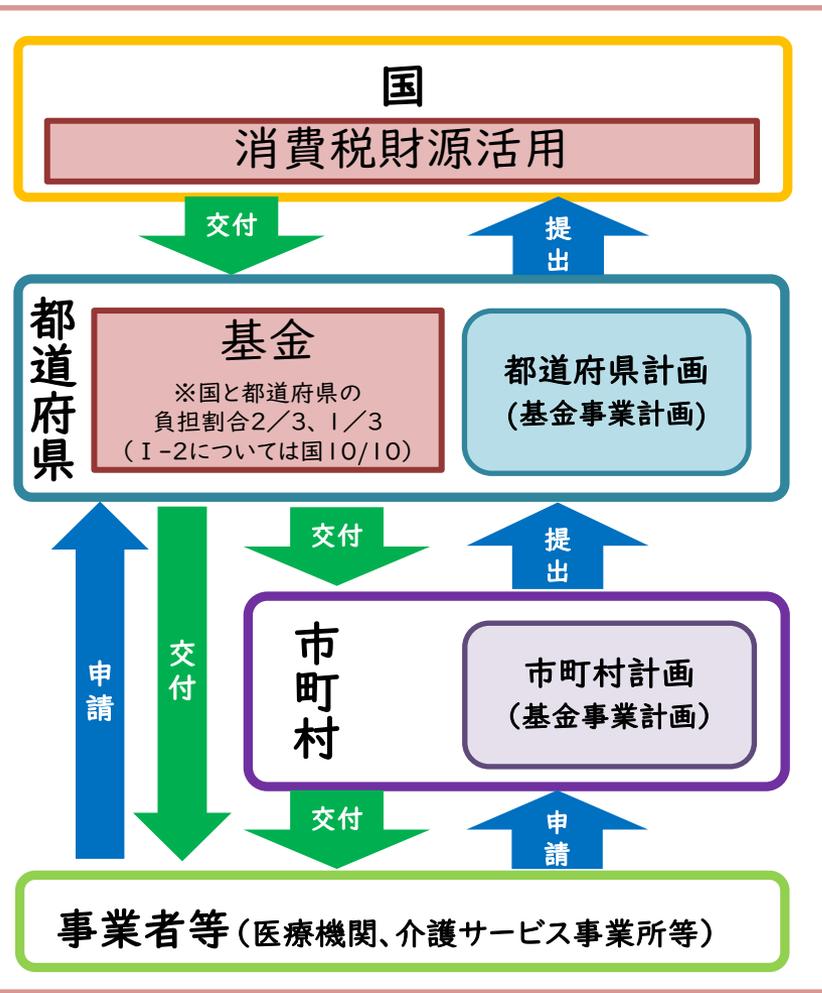
大阪府健康医療部

保健医療企画課 在宅医療推進グループ

# 「地域医療介護総合確保基金」とは

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題です。

このため、厚生労働省は、平成26年度より消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金を各都道府県に設置されました。これを受けて、各都道府県は、都道府県計画を作成し地域医療構想との整合性を図り、当該計画に基づき事業を実施します。



## 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の働き方改革の支援に関する事業

※ 説明図については、厚生労働省ホームページより抜粋。

# 基金の配分額及び意見聴取の理由など

## ■R5年度国予算(医療分)

○基金総額1,029億円のうち、次のとおり充当

区分Ⅰ-1に200億円(19.4%)

区分Ⅰ-2に195億円(19.0%)

区分Ⅱ及び区分Ⅲに491億円(47.7%)

区分Ⅳに143億円(13.9%)

【大阪府の基金計画】

R4年度計画68.0億円 R5年度計画額 57.5億円

事業区分	概要	R4計画	R5計画
I-1	医療機関の施設・設備の整備(病床の機能分化)	26.9	26.3
I-2	病床機能再編支援事業	9.7	1.8
Ⅱ	居宅等における医療の提供(在宅医療)	1.2	1.3
Ⅲ	医療従事者の確保(人材確保)	22.2	22.2
Ⅳ	医師の働き方改革	8.0	5.8
	合計	68.0	57.5

## ■基金の最近の動き(R2年度以降)

- R2年度より「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(区分Ⅳ)」追加
- ICTを活用した地域医療ネットワークに係る予算執行の厳格化(R3年10月)
- R3年度より「地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業(区分Ⅰ-2)」追加

## ■今後の基金運営の課題

- ✓ 病床機能分化・連携基盤整備事業(区分Ⅰ-1)の執行率の低迷(全国的に残高が多い状況)
- ✓ R5年度の都道府県への配分は、未計画額を原則として活用し、調整(国通知)

⇒ より効果的な事業構築が必要

## ■意見を聴取する理由

○現在実施している基金事業について、着実に実績を積み上げながら、効果的に進めていくことが必要。

○PDCA(改善)サイクルを回しながら、より良い事業とするため、「在宅医療懇話会」等において、各圏域から意見をいただいている。

【なお、意見聴取することについては、大阪府医療計画や大阪府地域医療介護総合確保計画等にも位置づけ

## ■基金にかかる主なスケジュール

- R5.9月～:在宅医療懇話会で基金事業の意見集約
- R5.11月:R6当初予算要求(政策的経費)提出
- R6.3月:国へR6予算要望額を提出

# 意見聴取を活用した基金事業例(PDCA)

- ☞ 現在実施している基金事業について、着実に実績を積み上げながら、効果的に進めていくことが必要。
- ☞ PDCA(改善)サイクルを回しながら、より良い事業とするため、意見を伺っている。

## 圏域等からの主な意見

- ✓ 難病患者に対する発災時の対応について、自助、共助の取組の他に、難病の拠点病院が担いうる役割も含めて検討が必要。
- ✓ 災害拠点病院を兼ねている難病の拠点病院が、発災時に難病患者にだけ特化して対応すること難しい。
- ✓ 府が事業化した形で取組を進める必要がある。

- ✓ 医療・介護関係従事者及び住民へのACPの周知、認識を高める活動が必要。
- ✓ 本人の意思を尊重することが今の医療では一番大事と言われている。色々な情報を提供して判断していただくことが重要。
- ✓ 健康な人にも人生会議を実践いただけるような啓発資材を作成してほしい。

新規

拡充

## 基金事業例

### 発災時の在宅難病患者に対する支援体制構築事業

- ✓ 難病患者に対する災害時の対応について、地域の医療機関や関係機関を対象とした人材育成の必要性を把握。このため、R6年度は、以下の内容の事業を構築。
- ✓ 発災時に難病患者を支援する体制を構築するため、医療機関や地域の関係機関を対象に研修を実施。
- ✓ 研修の実施状況も踏まえたマニュアルを作成し、関係機関での共有をはかる。

### 人生会議相談対応支援事業

- ✓ 『看護職のためのACP支援マニュアル』を活用し、病院・診療所・介護施設などに加え、地域で指導的な役割を果たす専門人材育成研修を支援(R3・4年度)。R5年度からは、ACP支援実践人材の育成を支援。
- ✓ 人生会議(ACPの愛称)の普及啓発を図るため、R3年度は府民向けのアニメーション動画、R4年度は、人生会議の意義や手順を描いた漫画冊子を制作し、ホームページに公開。
- ✓ R5年度は条例の制定を受け、事業者向け周知フライヤーを制作、経済関係団体等へ配布するとともに、福祉部や教育庁と連携し、啓発資材の配布をより積極的に実施。

## ～その他 新規・継続事業～

関係団体等からの提案(検討会議での意見等)及び効果検証により適宜構築・改善

- ◆ 新規事業 (R2年度) 地域医療勤務環境改善体制整備事業 等  
(R3年度) 障がい児等療育支援事業(医療的ケア児)
- ◆ 継続事業 訪問看護ネットワーク事業、口腔機能管理体制確保事業 等

# (参考) 「いのち輝く人生のため『人生会議』を推進する条例」 周知フライヤー

人生会議(ACP)のさらなる普及啓発のため、事業者向けの条例周知フライヤーを作成しました。



大阪府

事業者の皆さまへ



## 人が集まる事業所で 人生会議のきっかけづくりを

いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例 令和5年4月1日施行

**人生会議(ACP=Advance Care Planning)とは、**  
 自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、  
 どこでどのような医療やケアを望むのかを自分自身で前もって考え、  
 周囲の信頼できる人たちと話し合い、共有しておくことです。  
 このたび、大阪府では、府、市町村、事業者及び関係機関が連携し、  
 人生会議に関する府民の理解を深め、本人の意思により  
 人生会議を推進することを目的とした『いのち輝く人生のため  
 「人生会議」を推進する条例』を制定しました。

**「人生会議」の認知度等に関する現状**

**Q. 人生会議について知っていましたか?**

よく知っている 2.4%  
 聞いたことはあるが知らない 8.7%  
 今回、初めて知った 88.9%

**Q. 家族や自分の医療・ケアに関する希望について、話し合ったことはありますか?**

詳しく話し合っている 2.0%  
 一部話し合っている 17.0%  
 話し合ったことはない 81.0%

→ 若者世代が特に低い傾向

**Q. 人生会議をはじめようと思いますか?**

これからはじめようと思う 40.8%  
 → 「大切なことだ」という認識はある

**Q. 家族や医療関係者等と、自分の医療・ケアについて話し合う時期があると思えば、いつ頃がいい年齢だと思えますか?**

年齢は関係ない 54.6%



人生会議は だれでも いつからでも はじめることができます!

この条例のポイント

**人生会議(ACP)の普及啓発と機運醸成**

全世代が命に代って深く考え、全ての府民がいのち輝く人生を送ることができる大阪府をめざす。

**条例の対象機関として「事業者」を明記**

府、市町村、事業者及び関係機関(医療機関や老人福祉施設等)が連携協力することや、各機関の役割を明記。  
【事業者の役割: 自営企業した人生会議に関する普及啓発の実施】

**若者世代への普及啓発の重要性を明確化**

府立学校、市町村立学校、私立学校、PTA等と連携し、若者世代へも普及啓発を実施。

だから今、人生会議 具体的なはじめ方

**STEP 1**

自分の思いに気づき、確認する  
 「最期のときをどう生きたいか?」「どこで、どんな医療やケアを受けたいか?」

**STEP 2**

家族や身近な人、医療・福祉・ケアの担い手にその思いを伝える

**STEP 3**

思いをかなえるためには、どうしたらよいか考えて話し合う  
 「どのような治療方針や選択肢があるか?」

**STEP 4**

思いが変化するたびに、繰り返し伝えて話し合う  
 人生会議は、何度おこなってもよいものです

書きとめて周囲と共有する

事業者の皆さまへお願いしたいこと

- 企業内での啓発(社員研修や施設利用者への啓発等の実施)を行うことで、みんなが人生会議を始めるきっかけづくりをしましょう  
 大阪府から啓発資料等(パンフレット【人生会議実践シート付き】/アニメーション動画/漫画冊子)の提供や研修等への講師派遣調整も可能です。ぜひご利用ください。
- 企業外での啓発(企業が実施する啓発イベントでの人生会議の周知等)を行い、府民がより豊かに生きるためのサポートをしましょう  
 人生会議はまず「知る」ことから。身近な人がいきいきと暮らせる環境をつくるのは、事業者にとって大切なことです。

大阪府「人生会議」のHPはこちら



啓発資料や講師派遣について確認できます。

大阪府「人生会議」啓発漫画はこちら



発行 大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課

## 【連絡先】

保健医療企画課在宅医療推進グループ

電話:06-6944-6025(直通)

E-mail : zaitakuiryo@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府ホームページはこちら↑

